

公募型指名競争入札の執行について

令和8年1月21日(水)

大阪市こども青少年局長

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1 入札に付する事項	
(1) 案件番号	2550029
(2) 案件名称	令和8年度大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務（概算契約）
(3) 履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 履行場所	仕様書のとおり
(5) 業務内容	仕様書のとおり
2 日程及び場所	
(1) 掲示日	令和8年1月21日(水)
(2) 仕様書等交付書類交付期間 (入札参加申請書提出期間)	令和8年1月21日(水) から令和8年2月3日(火) まで ※受付時間帯については、申込期間中の午前10時～午後5時までとする。 ※閉庁日及び午後0時15分から午後1時までを除く 最終日については、午後3時までとする。
(3) 仕様書等交付書類交付場所	こども青少年局ホームページ及びこども青少年局企画部経理課窓口 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階
(4) 入札参加申請書提出期間	(2)と同じ
(5) 入札参加申請書提出場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階 こども青少年局企画部経理課窓口 ※入札参加申請に必要な書類については、「10 提出書類」「11 入札参加資格審査資料」参照
(6) 指名・非指名通知日(予定)	令和8年2月6日(金)
(7) 指名・非指名通知の方法	指名業者：指名通知書を交付 非指名業者：非指名通知書を交付
(8) 入札日時	令和8年2月13日(金) 午前10時
(9) 入札場所	大阪市役所本庁舎3階第3会議室(こども青少年局301会議室)
3 入札参加資格	
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(2) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録種目「13：その他代行-26：その他」で登録していること。	
(3) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。	
(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001、JIS Q27001の認証を受けていること、又は個人情報保護に関する内部規定を設けていること。	
(6) 弁護士法人または債権管理回収業に関する特別措置法第3条による営業許可を受けていること。	

4 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合 イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
(2) 人的関係	次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
(3) 右のいずれかに該当する2者の場合	ア 組合とその組合員 イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合 ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合 エ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合 オ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合
(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合	

5. 入札保証金等に関する事項

(1) 入札保証金 (見積もった契約希望金額の100分の3以上)	免除（ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。）
(2) 契約保証金	①落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証証書を提出したとき ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。 ③契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満であるとき
(3) 保証人	不要

6 契約条項について

9 (4) のとおり

7 入札の参加することができない者

- (1) 入札参加申請書提出期間（2（5）参照）までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
(2) 入札参加資格を認められた者で、指名通知時から開札時までの間において、「3 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者

8 入札の無効について

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。
(2) 所定の入札書を用いないとした入札
(入札書は入札参加資格を認められた者で指名通知時に交付する。複写禁止。)
(3) 再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札。
(4) 指名通知から開札までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
(5) 「4 関係会社の参加制限」(1)～(4)に該当する2者がしたそれぞれの入札は無効とする。

9 仕様書等交付書類

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加申請書（兼入札参加資格審査申請書）
- (3) 資本関係・人的関係等に関する調書（様式1）
- (4) 契約書
- (5) 誓約書（15（6）の場合に提出する書類）

10 提出書類

- (1) 入札参加申請書（兼入札参加資格審査申請書）
- (2) 入札参加資格審査資料

11 入札参加資格審査資料

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていることを証する書類、若しくはISO/IEC27001、JISQ27001の認証を受けていることを証する書類、又は個人情報保護に関する内部規定の写し
- (2) 【サービス者のみ】債権管理回収業許可証の写し
- (3) 【弁護士法人のみ】登記事項証明書（弁護士法人であることがわかるもの）
- (4) 資本関係・人的関係等に関する調書（様式1）

12 仕様書等に対する質問・回答

(1) 質問期間	令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）午後5時まで
(2) 質問方法	仕様書の内容に対する質問（様式不問）は、電子メールにて提出すること。なお、本市指定以外の方法及び電話等による質問は受け付けない。また、締切以降の質問は一切受け付けない。なお、電子メールの件名は「大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務（概算契約）にかかる質問」とすること。
(3) 質問提出先	fb0008@city.osaka.lg.jp
(4) 回答日	令和8年2月6日（金）
(5) 回答方法	こども青少年局>入札契約情報>各局等入札契約情報>こども青少年局>業務委託入札>入札実施予定案件に関する質問の回答（業務委託等）に掲載する。ただし、質問のない場合は掲載しない。 www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000034405.html

13 担当（公募型指名競争入札の手続き等に関する質問先）

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階
こども青少年局企画部経理課 電話 (06) 6208-8177

14 発注担当（仕様書の内容に関する質問先）

こども青少年局子育て支援部こども 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階
家庭課 電話 (06) 6208-8344 （担当：熊野）

15 その他事項

- (1) 公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 本案件については、仕様書記載の回収予定金額に成功報酬率を乗じた額で入札をおこなうものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を申込書に記載すること。なお、この指名競争入札を行う場合に遵守すべき事項等は、指名時に交付する「入札の手引」、「入札指名通知事項」及び「入札にあたっての注意事項」による。
- (3) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- (4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく「14 発注担当」に別途「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」を提出するとともに、契約締結の手続を行うこと。
※契約金額：入札金額に1.1を乗じた額